定款第40条第2号に基づく報告事項

「JAバンク基本方針」の変更について

定款第40条第2号の定めにより、信用事業再編強化法第4条の規定に基づき農林中央金庫が定める「JAバンク基本方針」の内容(概要)を以下のとおり報告いたします。

1 「JAバンク基本方針」について

- (1) 組合員・利用者の皆様に便利・安心な J Aバンクをご利用いただくため、「J Aバンク基本方針」(以下「基本方針」という)では、高度な金融サービスを提供するための一体的事業運営の取組みと J Aバンクの健全性を確保するための破綻未然防止の取組み(以下「J Aバンクシステム」という)を定めています。
- (2) 一体的事業運営の取組みとして、JAバンクは、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を 行うこととしています。
- (3) また、破綻未然防止の取組みとして、JA・信連(以下「JA等」という)が農林中央金庫(以下「農林中金」という)に経営管理資料を提出し、財務内容等が一定の基準に抵触した場合には、経営改善を行うこととしています。
- (4) なお、JA等による経営改善に向けた取組みを支援するため、JA等が資金拠出したJAバンク支援 基金から、必要に応じ、資本注入等の支援を行うこととしています。
- (5) 基本方針は、金融情勢の変化、JA等の経営状況等を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて変更を 行うこととしています。

2 2025 年 3 月 13 日変更の主な内容

2025年3月13日開催予定の農林中金臨時総代会において、基本方針の変更が承認され、同日より実施されました。

JAバンク会員が、厳しさを増す経営環境のなかで、経営の持続性を確保し、健全な金融機関として信頼性を維持していくため、主に以下のとおり変更されました。

(1) 健全性維持に向けた対応

将来の環境変化を見越した自律的な取組み、より的確かつ効率的に改善に向けた取組みを進めるため、以下 $a\sim c$ について J Aバンク基本方針を変更する。

- a 「資産精査の実施基準」に、有価証券評価損を考慮する「資産精査実施にかかるストレステスト後自 己資本比率(8%未満)」を追加する。
- b 要改善 J A (経営点検基準) 指定基準を、貸出等債権・有価証券に対象を絞る「要改善 J A 指定に かかるストレス後自己資本比率 8 %未満」に変更する。
- c レベル格付指定基準(業務執行体制)について、信用事業の内部統制に重大な支障があるかどうかの 観点から以下2点を変更する。
 - (a) 「「要改善JA (不祥事点検基準)」指定要件に該当する不祥事が多発した場合」を「再発JA において、「要改善JA (不祥事点検基準)」指定要件に該当する信用事業での不祥事件が新たに発生した場合」に変更する。
 - (b) 「役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事件(子会社含む)が派生した場合」を、「信用事業に権限を有する役員が関与する不祥事件(子会社含む。以下同じ)または役員が関与する信用事業での不祥事件が発生した場合」に変更する。

以上